

## 新潟市市民生活部一者随意契約審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新潟市市民生活部が契約する物品購入、業務委託及び賃貸借の一者随意契約の適正運用を確保するため、市民生活部一者随意契約審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (職務)

第2条 委員会は、1件500万円以上の物品購入、業務委託及び賃貸借について一者随意契約を行おうとするときは、その随意契約が適当であるかを審査する。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員長には部長を、副委員長には市民協働課長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開く時間のないときは、関係委員に回議して、これに代えることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、当該委員会の属する部の主管課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 別表(第3条関係)

| 部     | 委員                                               |
|-------|--------------------------------------------------|
| 市民生活部 | 市民生活部長<br>市民協働課長<br>市民生活課長<br>男女共同参画課長<br>広聴相談課長 |